

5小教学推第577号

令和5年7月10日

各小中学校長様

小牧市教育委員会

教育長 中川 宣芳

教育現場における生成A Iの活用について(通知)

このことについて、令和5年7月7日付け5尾教第1056号で愛知県教育委員会尾張教育事務所長から別紙1のとおり通知がありましたので、下記のとおり対応してください。

また、今後、別紙1のガイドライン等が改訂される際には、随時通知します。

記

## 1. 児童生徒への指導

生成A Iの活用においては、年齢制限や保護者同意などの利用規約を遵守し、個人情報の流出や著作権侵害につながらないように適切に指導する必要があります。

そのため、授業等での指導においては、別紙1のガイドライン及び以下の項目を踏まえ、児童生徒自身が学習者用タブレットで生成A Iを操作するのではなく、情報モラル教育の一環として、教員が生成A Iを活用して得られた内容について間接的に示す形で行ってください。あわせて、当面の間、夏休みの課題など家庭学習に取り組む際に生成A Iを使用しないよう指導してください。

また、別紙1のガイドライン(3(2)1.適切でないと考えられる例)に記載のとおり、教員がコメントすべき場面で安易に生成A Iから生徒に回答させたり、学習評価を生成A Iからの出力のみで行ったりせず、教員一人ひとりが専門性を発揮して、人間的な触れ合いの中で教育指導を行うことを心がけてください。

## ■小牧市における指導ポイント

### (指導のタイミング)

- 夏休みに限らず、課題を出す際には、「課題に生成 AI を使用することは、学びを得られず、自分のためにならない」ことを説明したうえで、「家庭学習に取り組む際に生成 AI を使用しないこと」、「生成 AI で作った読書感想文等を自分のものとして提出することは不正行為であること」を随時指導
- 情報モラルカリキュラムチェックリスト(別紙 2)において、関連単元を指導する際に、あわせて生成 AI の性質や限界、ファクトチェックの方法等を意識的に指導

### (教科別の例)

以下の教科において、生成 AI の性質や限界、メリット・デメリット等を指導してください。

- 小学校 ; 5年社会「情報を生かすわたしたち」
- 中学校 ; 技術・家庭科「安全に利用するための情報モラル」、「これからの情報の技術」

## 2. 保護者への周知

児童生徒だけでなく、保護者に生成 AI 利用の年齢制限や保護者同意、性質等について注意喚起するため、1学期中に全保護者に別紙 3 のとおり通知してください。(tetoru での配信又は紙配布)

## 3. 校務における活用

教員の働き方改革の観点から、別紙 1 のガイドラインに示された活用例を参考に活用し、校務のより一層の効率化に努めてください。ただし、活用にあたっては、著作権の侵害にならないように配慮するほか、情報セキュリティの観点から、要機密情報(小牧市教育委員会教育情報セキュリティポリシー)の情報資産の分類の重要性分類 I・II に該当する情報)を入力しないでください。

[問合せ先] 学校教育 ICT 推進室 担当：松浦・上原 TEL：39-6589